

2019年度の液化ガス販売事業者等 保安対策指針について

平成31年4月24日
関東東北産業保安監督部

1. 「2019年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の構成

「保安対策指針」の位置付け

- 販売事業者及び保安機関に対応を要請し、LPガス使用時の保安の維持・確保を図る。
- 前年度の取組をフォローアップし、次年度の指針に反映。

第1 保安対策指針の位置付け

(1) 事故の発生状況

- 2018年の事故件数は206件で前年から13件増加、死亡事故が1件発生。
- 負傷者数は46人で前年から4人減少し、液石法が公布された1967年以降最も少ない数
- CO中毒事故は依然発生

(2) 法令遵守の状況

- 2018年は法令違反を伴う事故は10件発生。

2020年の目標

《死亡者ゼロ、負傷者25人未満》

目標達成のための取組

- 古いガス器具の交換を促し、安全な消費機器の普及促進
- 期限管理を徹底し、期限内に確実に交換
- CO中毒事故の撲滅を目指し、換気・メンテナンスの周知を徹底し、警報器の設置を促進
- 法令遵守の徹底を図り、チェックシートを活用することにより、自主保安活動を積極的に推進

第2 LPガス販売事業者等が講ずべき保安対策の要請4項目及び重点事故防止対策3項目

1. 法令遵守の徹底

- 経営者の保安確保へのコミットメント等
- 販売事業者等の義務の再認識
- 保安教育の確実な実施
- 販売所・営業所単位での保安確保
- 事業譲渡時等の保安業務の確実な実施

2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進

- 組織内のリスク管理の徹底
- 集中監視システム導入等による自主保安活動の推進

3. 事故防止対策

- CO中毒事故の防止対策
- 一般消費者等起因事故の防止対策
- LPガス販売事業者等起因事故の防止対策
- 質量販売に係る事故の防止対策、積雪・除雪ミス事故の防止対策

重点事故防止対策
3項目

4. 自然災害対策

- LPガス災害対策マニュアルに基づいた保安確保の着実な実施 など